



令和7年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨和田地区和田井堰改修工事

金抜設計書

工事番号 2025090200

工事名 令和7年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨和田地区和田井堰改修工事

施工場所 加東市木梨地内

兵庫県 加東市

[illegible]



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和7年度

地域農業水利施設ストックマネジメント事業

木梨和田地区

令和7年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業木梨和田地区和田井堰改修工事

2025090200

金 抜 き 設 計 書

(当初)

加東市

事業名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨和田地区	相対高度	17	47
工事名	令和7年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業木梨和田地区和田井堰改修工事			

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨和田地区
工事名	令和7年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業木梨和田地区和田井堰改修工事

コード	名 称 (規 格)	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** B単- 1号 ***					
BA0601	消波根固めブロック製作 (標準型ブロック) 2.5t以下		個		10.000	歩A 当たり算出
SA0601	SP 消波根固めブロック製作 2.5t以下, 計上する, 計上する, 0.86m3を超え0.94m3以下, 6.60m2を超え7.27m2以下, 一般, なし, 18-8-40(高炉), 鋼製型枠10t未満	10.000	個			S単 8号
	合 計					
	単 価					
	*** B単- 2号 ***					
BA0601	消波根固めブロック製作 (半ブロック) 2.5t以下		個		10.000	歩A 当たり算出
SA0601	SP 消波根固めブロック製作 2.5t以下, 計上する, 計上する, 0.39m3を超え0.45m3以下, 3.86m2を超え4.21m2以下, 一般, なし, 18-8-40(高炉), 鋼製型枠10t未満	10.000	個			S単 9号
	合 計					
	単 価					
	*** B単- 3号 ***					
BA0602	消波根固めブロック横取り		個		10.000	歩A 当たり算出
SA0602	SP 消波根固めブロック横取り 2.5t以下, 12m以下, -3m≦H≦3m, 平積0.8m3(平積0.6m3)2.9t吊, なし	10.000	個			S単 10号
	合 計					
	単 価					
	*** B単- 4号 ***					
B03205	鉄筋 SD295, D10		ton		1.000	歩A 当たり算出
S03701	【鉄筋工】 SD295, D10, 一般構造物, 10t未満, -, 無し, 一般構造物 (切梁無し), 10%未満	1.000	ton			S単 4号
	合 計					
	単 価					
	*** B単- 5号 ***					
000005	連結金具 D16		ton		1.000	歩A 当たり算出
T00001	鉄筋工 丸鋼	1.000	ton			T単 1号
	合 計					
	単 価					
	*** B単- 6号 ***					
000006	吊鉄筋 D16 (半ブロック)		ton		1.000	歩A 当たり算出
T00001	鉄筋工 丸鋼	1.000	ton			T単 1号
	合 計					
	単 価					
	*** B単- 7号 ***					
000007	盛土工		m3		10.000	歩A 当たり算出
SQ0005	SP バックホウ埋戻 土砂, 平均施工幅1m以上2m未満	10.000	m3			S単 11号
S01041	人力土工(盛土・埋戻) 砂・砂質土, 盛土, まき出し, 締固めを計上しない	10.000	m3			S単 1号
S01082	締固工(振動ロー締固め2.5m未満) 築堤・埋戻, 3.0~4.0ton, なし	10.000	m3			S単 2号

[illegible]

事業名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨和田地区
工事名	令和7年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業木梨和田地区和田井堰改修工事

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単－1号 ***					
S01041	人力土工(盛土・埋戻)		m3		10.000 m3	歩A 当たり算出
	人力土工(盛土・埋戻) 砂・砂質土, 盛土, まき出し, 締固めを計上しない			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
	1)土質区分 2)作業区分	砂・砂質土 盛土		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	3)施工区分 4)締固め区分	まき出し 締固めを計上しない				
R01003	普通作業員		人			
	合 計					算出数量 10.000 m3
	単 価		m3			
	*** S単－2号 ***					
S01082	締固工(振動ロー締固め2.5m未満)		m3		1.000 日	歩A 当たり算出
	締固工(振動ロー締固め2.5m未満) 築堤・埋戻, 3.0～4.0ton, なし			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
	1)工種区分 2)規格区分(ton)	築堤・埋戻 3.0～4.0ton		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	3)長期割引単価区分	なし				
F04062	振動ロー[搭乗式・コンパクト型・～超低・排対型(～3次)] 質量3.0～4.0t		日			
P34029	軽油 バトリック給油	17.000	L			
R01021	運転手(特殊)		人			
	合 計					算出数量 86.000 m3
	単 価		m3			
	*** S単－3号 ***					
S02115	交通誘導警備員A		人		1.000 人	歩A 当たり算出
	交通誘導警備員A			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
	1)労務コード 2)労務単価算定区分	R01031		時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
R01031	交通誘導警備員A		人			
	合 計					算出数量 1.000 人
	単 価					
	*** S単－4号 ***					
S03701	【鉄筋工】		ton		1.000 ton	歩A 当たり算出
	【鉄筋工】 SD295, D10, 一般構造物, 10t未満, ー, 無し, 一般構造物(切梁無し), 10%未満			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし	
				時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0	
	1)規格区分 2)径区分 3)作業区分 4)施工規模 5)時間的制約 6)夜間作業 7)構造物区分 8)太径鉄筋量	SD295 D10 一般構造物 10t未満 ー 無し 一般構造物(切梁無し) 10%未満				
P18245	異形棒鋼 SD295 D10	1.030	ton			
A01001	鉄筋(一般構造物)	1.150	ton			
	合 計					算出数量 1.000 ton
	単 価		ton			
	*** S単－5号 ***					
S18054	敷鉄板設置・撤去工		m ²		1,000,000 m ²	歩A 当たり算出

事業名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨和田地区
工事名	令和7年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業木梨和田地区和田井堰改修工事

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	敷鉄板設置・撤去工 設置～賃料～撤去, 24, 1, なし			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)施工区分 2)供用日数 3)使用回数 4)長期割引単価区分(賃料機械)	設置～賃料～撤去 24 1 なし				
G03041	敷鉄板 22*1524*6096 [賃料]	1,000.000	m ² 供用日			
G03042	敷鉄板 22*1524*6096 [整備費]	1,000.000	m ²			
R01002	特殊作業員		人			
R01003	普通作業員		人			
F08063	バックホ[クロー型・クレーン・～超低・排対型(～2014)] 標準バケット容量 山積0.8m ³ (平積0.6m ³) 吊能力2.9t		日			
P34029	軽油 バトリール給油	345.000	L			
R01021	運転手 (特殊)		人			
	合 計					算出数量 1,000.000 m ²
	単 価		m ²			
	*** S単－ 6号 ***					
S19003	輸送費(仮設材) 輸送費(仮設材) 基本運賃(自動入力), 12m以内, 10kmまで, 往復計上, 計上する(敷鉄板) , 基地(積込・取卸), 0.0, 0.0		ton	基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	歩A 1.000 ton 当たり算出
	1)使用単価区分 2)運賃料金(円/ton) 3)製品長 4)運搬距離(片道) 5)計上方法 6)積卸し計上区分 7)積卸し区分(敷鉄板) 9)冬期割引増率 (実数) 10)深夜早朝割引増率 (実数)	0円 12m以内 10kmまで 往復計上 計上する(敷鉄板) 基地(積込・取卸) 0.0 0.0				
P46601	仮設材輸送運賃料金 10km以下 製品長12m以内	1.000	ton			
P46402	積卸し費 積込み・取卸し	1.000	ton			
	合 計					算出数量 1.000 ton
	単 価		ton			
	*** S単－ 7号 ***					
SA0152	SP 法面整形 SP 法面整形 盛土部, 有り, 無し, ㄱ質土、砂及び砂質土、粘性土、なし		m ²	基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	歩A 1.000 m ² 当たり算出
	1)整形箇所 2)法面締固めの有無 3)現場制約の有無 4)土質 5)長期割引単価区分	盛土部 有り 無し ㄱ質土、砂及び砂質土、粘性土 なし				
	単 価		m ²			
	*** S単－ 8号 ***					
SA0601	SP 消波根固めブロック製作 SP 消波根固めブロック製作 2.5t以下, 計上する, 計上する, 0.86m ³ を超え0.94m ³ 以下, 6.60m ² を超え7.27m ² 以下, 一般, なし, 18-8-40(高炉), 鋼製型枠10t未満		個	基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	歩A 1.000 個 当たり算出
	1)消波根固めブロック規格 2)型枠の計上 3)生コンクリートの計上 4)1個当りコンクリート体積(m ³ /個) 5)1個当り型枠面積(m ² /個) 6)養生工の種類別	2.5t以下 計上する 計上する 0.86m ³ を超え0.94m ³ 以下 6.60m ² を超え7.27m ² 以下 一般				

[illegible]

事業名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨和田地区	特別単価表	単価別A	(	17	)
工事名	令和7年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業木梨和田地区和田井堰改修工事					

[illegible]

事業名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨和田地区				
工事名	令和7年度地域農業水利施設ストックマネジメント事業木梨和田地区和田井堰改修工事				

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	*** S単- 7号 ***					
SA0152	SP 法面整形		m ²		1.000 m ²	歩A 当たり算出
	SP 法面整形 盛土部、有り、無し、 れ 質土、砂及び砂質土、粘性土、なし			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)整形箇所 2)法面締固めの有無 3)現場制約の有無 4)土質 5)長期割引単価区分	盛土部 有り 無し れ 質土、砂及び砂質土、粘性土 なし				
F08015	ﾊﾞｯｸﾙ[ｸﾛｰﾗ型・～超低・排対型(～2014)] 標準ﾊﾞｯｸﾙ容量 山積0.8m3 (平積0.6m3)		日			
R01003	普通作業員		人			
R01021	運転手 (特殊)		人			
R01001	土木一般世話役		人			
P34029	軽油 ﾊﾞﾄﾚｰﾙ給油		L			
	単 価		m ²			
	*** S単- 8号 ***					
SA0601	SP 消波根固めブロック製作		個		1.000 個	歩A 当たり算出
	SP 消波根固めブロック製作 2.5t以下、計上する、計上する、0.86m3を超え0.94m3以下、6.60m2を超え7.27m2以下、一般、なし、18-8-40(高炉)、鋼製型枠10t未満			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)消波根固めﾌﾞﾛｯｸ規格 2)型枠の計上 3)生ｺﾝｸﾘｰﾄの計上 4)1個当りｺﾝｸﾘｰﾄ体積(m3/個) 5)1個当り型枠面積(m2/個) 6)養生工の種類別 7)長期割引単価区分 8)規格区分 9)型枠規格区分	2.5t以下 計上する 計上する 0.86m3を超え0.94m3以下 6.60m2を超え7.27m2以下 一般 なし 18-8-40(高炉) 鋼製型枠10t未満				
F08063	ﾊﾞｯｸﾙ[ｸﾛｰﾗ型・ｸﾚｰﾝ・～超低・排対型(～2014)] 標準ﾊﾞｯｸﾙ容量 山積0.8m3 (平積0.6m3) 吊能力2.9t		日			
R01003	普通作業員		人			
R01002	特殊作業員		人			
R01001	土木一般世話役		人			
R01021	運転手 (特殊)		人			
J02060	生ｺﾝｸﾘｰﾄ(高炉B) 18N/mm2 8cm 40mm (W/C=60%以下)		m3			
G05004	異形ブロック型枠 (鋼製) 1 0 t 未満		m ²			
P34029	軽油 ﾊﾞﾄﾚｰﾙ給油		L			
	単 価		個			
	*** S単- 9号 ***					
SA0601	SP 消波根固めブロック製作		個		1.000 個	歩A 当たり算出
	SP 消波根固めブロック製作 2.5t以下、計上する、計上する、0.39m3を超え0.45m3以下、3.86m2を超え4.21m2以下、一般、なし、18-8-40(高炉)、鋼製型枠10t未満			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 週休:補正なし 制約作業時間:0.0	
	1)消波根固めﾌﾞﾛｯｸ規格 2)型枠の計上 3)生ｺﾝｸﾘｰﾄの計上 4)1個当りｺﾝｸﾘｰﾄ体積(m3/個) 5)1個当り型枠面積(m2/個) 6)養生工の種類別 7)長期割引単価区分 8)規格区分 9)型枠規格区分	2.5t以下 計上する 計上する 0.39m3を超え0.45m3以下 3.86m2を超え4.21m2以下 一般 なし 18-8-40(高炉) 鋼製型枠10t未満				
F08063	ﾊﾞｯｸﾙ[ｸﾛｰﾗ型・ｸﾚｰﾝ・～超低・排対型(～2014)] 標準ﾊﾞｯｸﾙ容量 山積0.8m3 (平積0.6m3) 吊能力2.9t		日			

[illegible]



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和7年度

地域農業水利施設ストックマネジメント事業

木梨地区

木梨和田井堰ボーリング調査

金抜き設計書

(当初)

加東市

事業名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨地区
業務名	木梨和田井堰ボーリング調査

[illegible]

事業名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨地区
業務名	木梨和田井堰ボーリング調査

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨地区
業務名	木梨和田井堰ボーリング調査

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
S19003	輸送費(仮設材)		ton		1.000 ton	歩A 当たり算出
	輸送費(仮設材) 基本運賃(自動入力), 12m以内, 10kmまで, 往復計上, 計上する(敷鉄板 以外), 積込・取卸, 0.0, 0.0			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)使用単価区分 2)運賃料金(円/ton) 3)製品長 4)運搬距離(片道) 5)計上方法 6)積卸し計上区分 8)積卸し区分(敷鉄板以外) 9)冬期割増率 (実数) 10)深夜早朝割増率 (実数)	0円 12m以内 10kmまで 往復計上 計上する(敷鉄板以外) 積込・取卸 0.0 0.0				
P46601	仮設材輸送運賃料金 10km以下 製品長12m以内	1.000	ton			
P46402	積卸し費 積込み・取卸し	1.000	ton			
	合 計					算出数量 1.000 ton
	単 価		ton			
	*** S単一 2号 ***					
S62031	【機械ボーリング (地質調査用)】		m		1.000 m	歩A 当たり算出
	【機械ボーリング (地質調査用)】 岩盤ボーリング (オールコア), φ 66, 軟岩, 50m以下, 鉛直下方			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)作業区分 2)孔径区分 4)岩区分 5)せん孔深度 6)せん孔方向	岩盤ボーリング (オールコア) φ 66 軟岩 50m以下 鉛直下方				
A30021	岩盤ボーリング (深度 5 0 m以下) φ 66mm 軟岩 鉛直下方	1.000	m			
	合 計					算出数量 1.000 m
	単 価		m			
R04041	地質調査技師 外業		人			
R04042	主任地質調査員 外業		人			
R04043	地質調査員 外業		人			
	*** S単一 3号 ***					
S62031	【機械ボーリング (地質調査用)】		m		1.000 m	歩A 当たり算出
	【機械ボーリング (地質調査用)】 土質ボーリング (ノコア), φ 116, 礫混じり土砂, 50m以下, 鉛直下方			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0 制約作業時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	
	1)作業区分 2)孔径区分 3)土質区分 5)せん孔深度 6)せん孔方向	土質ボーリング (ノコア) φ 116 礫混じり土砂 50m以下 鉛直下方				
A30013	土質ボーリング (ノコアボーリング 深度 5 0 m以下) φ 116mm 礫混じり土砂 鉛直下方	1.000	m			
	合 計					算出数量 1.000 m
	単 価		m			
R04041	地質調査技師 外業		人			
R04042	主任地質調査員 外業		人			
R04043	地質調査員 外業		人			
	*** S単一 4号 ***					
S62032	【サンプリング】		本		1.000 本	歩A 当たり算出
	【サンプリング】 トリプルサンプリング			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし	

事業名	地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨地区
業務名	木梨和田井堰ボーリング調査

コード	名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	1)施工区分	トリプルサンプリング		制約作業時間:0.0	夜間制約作業時間:0.0	
A30043	トリプルサンプリング 砂質土	1.000	本			
	合 計					算出数量 1.000 本
	単 価		本			
R04041	地質調査技師 外業		人			
R04042	主任地質調査員 外業		人			
R04043	地質調査員 外業		人			
	*** S単- 5号 ***					
S62033	【サウンディング及び原位置試験】		回		1.000 [各単位]	歩A 当たり算出
	【サウンディング及び原位置試験】 標準貫入試験、礫混じり土砂			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし	
	1)施工区分	標準貫入試験		制約作業時間:0.0	夜間制約作業時間:0.0	
	2)規格区分	礫混じり土砂				
A30053	標準貫入試験 礫混じり土砂	1.000	回			
	合 計					算出数量 1.000 [各単位]
	単 価		[各単位]			
R04041	地質調査技師 外業		人			
R04042	主任地質調査員 外業		人			
R04043	地質調査員 外業		人			
	*** S単- 6号 ***					
S62033	【サウンディング及び原位置試験】		回		1.000 [各単位]	歩A 当たり算出
	【サウンディング及び原位置試験】 現場透水試験、ケーシング法、GL-10m以内			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし	
	1)施工区分	現場透水試験		制約作業時間:0.0	夜間制約作業時間:0.0	
	2)規格区分	ケーシング法				
	3)適用基準	GL-10m以内				
A30072	現場透水試験 ケーシング法 GL-10m以内	1.000	回			
	合 計					算出数量 1.000 [各単位]
	単 価		[各単位]			
R04041	地質調査技師 外業		人			
R04042	主任地質調査員 外業		人			
R04043	地質調査員 外業		人			
	*** S単- 7号 ***					
S62034	【現場内小運搬】		ton		1.000 ton	歩A 当たり算出
	【現場内小運搬】 特装車運搬(クローラ), 100m以下 総運搬距離			基本給時間:8.0 深夜時間:0.0	超勤時間:0.0 時間的制約:なし	
	1)施工区分	特装車運搬(クローラ)		制約作業時間:0.0	夜間制約作業時間:0.0	
	2)規格	100m以下 総運搬距離				
A30211	現場内小運搬 特装車運搬 (クローラ) 100m以下 総運搬距離	1.000	ton			
	合 計					算出数量 1.000 ton
	単 価		ton			
R04042	主任地質調査員 外業		人			
R04043	地質調査員 外業		人			
	*** S単- 8号 ***					
S62036	【足場仮設】		箇所		1.000 箇所	歩A 当たり算出

[illegible]

1. ボーリング調査

数量総括表

ボーリング調査 数量総括表

項 目		数 量	備 考
土質ボーリング オールコア Φ66	礫混じり土砂	- m	
	軟岩	5.0 m	
土質ボーリング ノンコア Φ116	礫混じり土砂	5.0 m	
	軟岩	- m	
標準貫入試験	礫混じり土砂	1.0 回	
	軟岩	- 回	
現場透水試験		2.0 回	
サンプリング	トリプルサンプリング	1.0 本	
室内土質試験	土粒子の密度試験(乾燥)	1 試料	
	粒度試験(沈降分析(ふるい分析含む))	1 試料	
	含水比試験	1 試料	
	液性限界試験	1 試料	
	塑性限界試験	1 試料	
	湿潤密度試験	1 試料	
	三軸圧縮試験(CU)	1 試料	
資機材運搬費		1 式	
ボーリング足場	平坦足場	1 箇所	
	傾斜地足場	- 箇所	
	水上足場	- 箇所	
準備費及び跡片付け		1 業務	
調査孔閉塞		1 業務	2孔
旅費交通費(調査外業日帰)		1 式	

1. ボーリング調査



1/2000



2. 護床工

数量総括表

数量総括表

[illegible]

2. 護床工

護床工(右岸)											
細別・規格	計 算 式								単位	数 量	
消波根固めブロック製作 標準型 (型枠・養生含む)	A区間 7 × 7 + 2 = 51										
	上流区間 4 × 6 + 3 × 6 = 42										
	B区間 5 × 4 + 4 × 3 = 32										
	合計 125								個	125	
消波根固めブロック製作 半ブロック (型枠・養生含む)	A区間 4 + 4 = 8										
	上流区間 = 6										
	B区間 = 3										
	合計 17								個	17	
消波根固めブロック横取り	125 + 17 = 142								個	142	
鉄筋	標準型 5.30 / 1000 × 125 = 0.663 半ブロック 2.65 / 1000 × 17 = 0.045 合計 0.708								t	0.708	
連結鉄筋 φ16	A区間 15 × 6 × 2 + 15 + 5 + 5 = 205 上流区間 7 × 11 × 2 + 7 = 161 B区間 9 × 6 × 2 + 9 = 117 (205 + 161 + 117) × 1.66/1000 = 0.802								t	0.802	
吊鉄筋 φ16 (半ブロック)	半ブロック 1.84 / 1000 × 17 = 0.031								t	0.031	

3. 仮設工

数量総括表

仮設工数量総括表							
(1/1)							
種別	細別	規格	数量			単位	摘要
			右岸	左岸	合計		
仮設道路工							
	盛土	購入土	51.1	-	51	m3	
	法面整形	盛土法面	72.1	-	72	m2	
	敷鉄板	1,219×2,438×25	294.2	-	294	m2	供用日数24日
	敷鉄板運搬	1,219×2,438×25	57.717	-	57.72	t	

3. 仮設工

仮設道路工(右岸)			
規格	計 算 式	単位	数 量
盛土工 (購入土)	工事用道路① $\frac{1}{2} \times (1.40 + 0.90) \times 1.00$		
	$\times 40 \times (1/0.9) = 51.11$	m3	51.1
法面整形			
盛土法面	工事用道路① 斜率(1:1.5) $1.0 \times 1.803 \times 40.00 = 72.12$		
	合計 = 72.12	m2	72.1
敷鉄板			
1,219×2,438×25	国道372号～ヤード $\frac{120}{99} \div 2.438 \times 2 = 99$		
	$99 \times 1.219 \times 2.438 = 294.22$	m2	294.2
敷鉄板運搬	$99 \times 0.583 = 57.717$	t	57.717

4. 交通整理

数量総括表

[illegible]

4. 交通整理員

[illegible]

令和 7 年度
地域農業水利施設ストックマネジメント事業
木梨和田地区 和田井堰改修工事

仕 様 書

（ 共通仕様書
特別仕様書 ）

目 次

土木工事共通仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・	1
農業農村整備事業共通仕様書・・・・・・・・・・	2～14
特記仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15～30

土木工事共通仕様書

第1条 適用

本工事は、農林水産省農村振興局整備部設計課 監修「土木工事共通仕様書」(最終改正)に準じるものとし、下記事項について読み替え施行するものとする。

- (1) 1-1-1 適用 1. 「土木工事共通仕様書、施設機械工事等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は農林水産省所管の国営土地改良事業、国営海岸保全事業及び国営地すべり対策事業に関する」とあるを「土木工事共通仕様書、施設機械工事等共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)は、兵庫県所管の農業農村整備事業、海岸保全事業及び地すべり対策事業に関する」と読み替える。
- (2) 1-1-1 適用 第2項を削除する。
- (3) 1-1-2 用語の定義 第1項「監督職員」を「監督員」と読み替える。
- (4) 1-1-30 施工管理中、「土木工事施工管理基準(16農振第2232号平成17年3月28日農村振興局長通知)」を「土木工事施工管理基準(農整第1226号平成27年4月1日付け農地整備課長通知)」と読み替える。
- (5) 契約書についての各条項は、兵庫県の使用する契約書に対応する各条項に読み替えるものとする。
- (6) 提出書類の様式等については、農林水産省農村振興局編「土木工事共通仕様書」記載の様式を準用する。

農業農村整備事業共通仕様書

第1章 総則

第1条 （適用）

1. 本仕様書は、加東市が施工する農業農村整備事業に関する工事に適用する。
2. 本仕様書に記載された事項は、農林水産省農村振興局整備部設計課監修「土木工事共通仕様書」（発注時点最新版）及び「施設機械工事等共通仕様書」（発注時点最新版）に優先するものとする。
なお、共通仕様書の最新版については、以下の農林水産省 HP を参照すること。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/

第2条 （建設副産物対策）

1. 本条の対象は、建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合とする。
2. 建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときは、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出すること。
なお、神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条例を適用する。
3. 「再生資源利用計画」「再生資源利用促進計画」については、施工計画書に含めて提出すること。
また、再生資源等の利用・搬出が終了した際には、その実績を提出すること。
4. 建設廃棄物を搬出する場合は、県登録施設への搬出を原則とする。もし県未登録施設での処理が必要となった場合は、以下の書類を作成・提出し、監督員の承諾を得ること。
 - ・県未登録施設との打合せ記録簿
 - ・産業廃棄物処分業許可証の写し
 - ・施設概要の分かる書類
 - ・建設副産物受入価格の見積書

第3条 （電子マニフェストの活用について）

1. 土木工事共通仕様書1-1-23条（または施設機械工事等共通仕様書1-1-24条）3項における廃棄物管理票（マニフェスト）については、可能な限り電子マニフェストの活用に努めるものとする。

第4条 (不正軽油の使用禁止)

1. 受注者は、工事の施工にあたり、使用する車両及び建設機械の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。
2. 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

第5条 (過積載による違法運行の防止)

1. 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和42年法律第131号)(以下「ダンプ規制法」という。)の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
4. 建設副産物の処理及び骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないこと。
5. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
6. 取引関係にある事業者が過積載を行っている場合又はさし柵装着車、不表示車等を運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じること。
7. ダンプ規制法の主旨に沿って、同法第12条に規定する団体等の加入者を使用すること。
8. 交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し運搬用車両等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を下請契約の相手方又は資材納入業者に選定しないこと。
9. 下請け業者や資材納入業者に対して過積載防止や交通安全に関する教育・訓練等の安全対策を行うこと。

第6条 (土砂等の搬出に係る過積載防止対策)

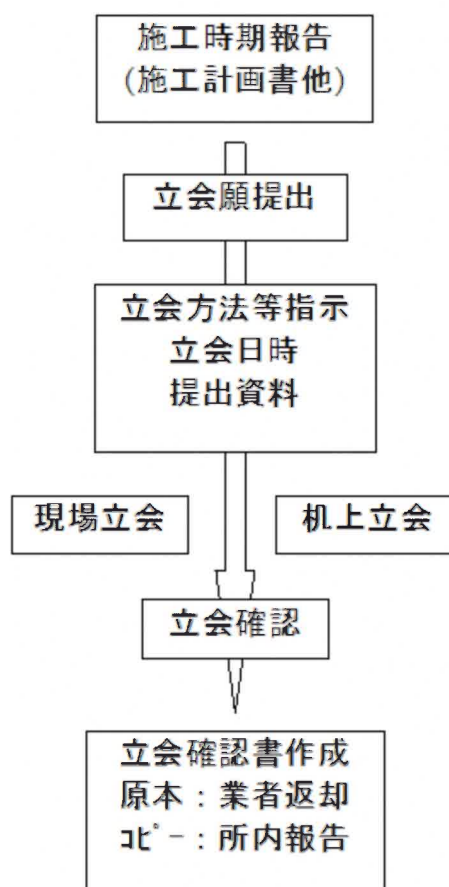
1. 受注者は、過積載防止対策について、「過積載防止対策要領」を遵守して取組まなければならない。
2. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる時は、下記について提出し、監督員の確認を受けること。
(「過積載防止対策要領」第7条参照)
 - ①施工計画書に一般制限値を超える車両を記載し提出すること。
 - ②搬入時は現場到着時、搬出時は現場出発時の写真を提示すること。
(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真)
 - ③通行許可証の写しの提示すること。

第7条（監督員による段階確認）

1. 受注者は、別表-1 及び別表-2 段階確認一覧表に示す確認時において、段階確認を受けなければならない。
2. 受注者は事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は段階確認を受けなければならない。
3. 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係る監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
4. 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
5. 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。

この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを掲示し確認を受けなければならない。

段階確認フロー



別表－1 段階確認一覧表

種類	細別	確認事項
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドトレーン	施工時
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時
	ペーパードレーン	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時
		施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時
	鋼管杭	打込完了時(打込杭)
	H鋼杭	掘削完了時(中掘杭)
		施工完了時(中掘杭) 杭頭処理 完了時
場所打杭工	リバース杭	掘削完了時
	オールケーシング杭	鉄筋組立て完了時
	アースドリル杭	施工完了時
	大口径	杭頭処理完了時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄脊据え付け完了時 本体設置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチック ケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組み立て完了時
鋼管井筒基礎工		打込時
		打込完了時
		杭頭処理完了時

別表－2
段階確認一覧表(農業農村整備事業関係)

種 別	細 別	確 認 時 期
ほ場整備	整地工	基盤均平完了時 表土均平完了時
	管水路工	漏水試験時 水压試験時
ため池	準備工	境界立会時、法線設置完了時
	堤体工	床掘完了時(床付・岩着) 土(岩)質の変化した時 盛土開始時
	洪水吐工	土(岩)質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
	樋管工	床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
	土取場工	境界立会時 土質判定時
地すべり (抑止工)	抑止杭工 (鋼管杭工)	法線設置完了時 材料検査時 鋼管建て込み完了時

種 別	細 別	確 認 時 期
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		コンクリート打設前
重要構造物 函渠工(樋門・樋管を含む)、洪水吐工 躯体工(橋台)、ＲＣ躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工、ＲＣ擁壁 砂防ダム・床止・床固、堰本体工 排水機場本体工、水門工、共同溝本体工		コンクリート打設前
床版工		コンクリート打設前
ポストテンションＴ(Ｉ)桁製作工 プレビーム桁製作工 ＰＣホロースラブ製作工 ＰＣ版桁製作工、ＰＣ箱桁製作工 ＰＣ片持箱桁製作工、ＰＣ押出箱桁製作工		コンクリート打設前 (工場製作を除く)
トンネル工		施工前、スライドセントル設置時
盛土工 道路・河川・砂防		敷均し、転圧時
舗装工	路盤、表層、基層	舗設前
コンクリート吹付工		吹付前 その他監督員が指示する時
維持・管理工	施肥、薬剤散布	施工時
開削工(農業集落排水・下水道)		施工前
推進工(農業集落排水・下水道)		施工前、裏込注入時
シールド工 (農業集落排水・下水道)		裏込注入前 コンクリート打設前
立坑工		施工時

なお、下記の簡易構造物には適用しないものとする。

- ① 張コンクリート・捨コンクリート等(河川の護岸は除く)
- ② コンクリート断面積 1 m²以下の水路・側溝等
- ③ コンクリート量 1 m³以下の防護柵・照明・標識等の基礎
- ④ 高さ 1 m以下の擁壁(河川の護岸は除く)
- ⑤ 集水枥・分水枥(ただし、コンクリート断面積 1 m²以上、高さ 1m以上のものを除く)

第8条 （電子納品）

1. 工事完成図書は農林水産省が策定した「工事完成図書の電子納品要領（案）」等及び兵庫県農林水産部が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成した電子データを電子媒体で正副2部提出するほか、下記については紙媒体で提出するものとする。

（1）施工計画書、完成図書、出来高展開図の出力 1部

（市販のファイル綴じで可）

（2）協議の結果、電子納品対象外となった完成図書 1部

また、書面における署名又は捺印の取り扱い等については、別途監督員と協議するものとする。

2. 完成図を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領（案）」及び「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて作成する。

なお、「工事完成図書の電子納品要領（案）」及び「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」で特に記載がない項目については監督員と協議のうえ、電子化の可否を決定する。

3. 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェッカー」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子媒体を提出するものとする。
4. 「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」（兵庫県農林水産部）は兵庫県 HP に掲載されている。

第2章 材料

第1条 （建設資材、物品等の調達）

1. 本工事に使用する全ての建設資材については、県内産品を原則使用する。ただし、工事請負代金額が250万円未満の工事、緊急的に実施する工事は対象外とする。

県内産品の調達が困難な場合は、県内に本店や営業所等を有する取扱業者から直接調達を図ることとし、それでもなお、やむを得ない理由があり、これにより難しい場合は、使用する資材について監督員に「県内産品未使用理由書」（別表1）を提出し、監督員の承諾を得ることとする。

※ 県内産品の定義・・・県内で産出、生産、加工又は製造（県内工場）された建設資材

2. 工事着手前に受注者が提出する「使用材料一覧表」の様式は別表2とする。

(別表 1)

県内産品未使用理由書

一覧表 No.	使用する材料の名称	材料の規格等	未使用の 理由 記号 ※ 1	附属資料の名称	具体的な理由 ※ 2

※ 1 未使用理由

ア 県内の本店又は営業所等を有する者から調達できない場合

イ 受注者により提出される「県内に本店又は営業所等を有する取扱業者の県内産品納入価格」と「設計単価」との価格差が大きい場合

ウ その他

※ 2 未使用理由「ウ」に該当する場合のみ記入

(別表 2)

使用材料一覧表

No.	使用する 材料の名称	材料の規格 等	材料の JIS 規格 の有無 (有りの 場合○)	工場の JIS 表示認定 (認証) の有無 (有りの 場合○及 び番号)	主要 資材 (該 当す る場 合○)	県内 産品 (使 用場 合○)	製造会社名 又は工場名 所在地 (又 は土取場 名)	使用 材料 確認 願を 提出 の場合○	土木 工事 承諾 書を 提出 の場合○	県内本 店等(使 用場合○) ※ 1	購入社名、所在 地 ※ 2	県内 産品 未使 用の 場合 ○ ※ 3

※ 1 県内産品の調達が困難な場合で、県内に本店や営業所等を有する取扱業者から調達した場合に記入する。

※ 2 材料の納入業者名が、製造会社名と異なる場合に記入する。

※ 3 県内産品を使用せず、かつ県内に本店や営業所等を有する取扱業者から調達していない場合は、「県内産品未使用理由書(別表 1)」の添付が必要。

注 1) 契約金額が 250 万円未満の工事及び緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式工事は「主要資材」「県内産品」「県内本店」「購入社名、所在地」「県内産品未使用の場合」欄の記入は不要。

注 2) 受注者は、工事完成時に「使用材料一覧表(別表 2)」として提出した全ての電子データを監督員に提出する。

第2条 (セメントコンクリート二次製品の取扱要領の適用について)

1. セメントコンクリート二次製品の品質確認は、下記ホームページアドレスに掲載する「セメントコンクリート二次製品の取扱要領」に基づき実施する。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/gijyutsukannri.html>

第3章 施工共通事項

第1条 (レディーミクストコンクリート)

本条は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般事項を取り扱うものとする。なお、本条に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) を適用する。

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

(1) J I S マーク表示認定製品を製造している工場 (産業標準化法の一部を改正する法律 (平成 30 年 5 月 30 日公布 法律第 33 号) に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により製品に JIS マークを表示する認証を受けた製品を製造している工場 (以下「JIS 認証工場」という。)) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理等の技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技師等) が常駐しており、配合設計及び品質管理などを適切に実施できる工場 ((全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場) (以下、「監査合格工場」という。) 等) から選定し、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) (以下「JIS A 5308」という。) に適合するものを用いなければならない。

(2) JIS 認証工場が工事現場近くに見当たらない場合、又は現場近くの JIS 認証工場の出荷能力等の制約から調達がかなわない場合は、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られること及び該当工場の配合設計及び品質管理などについて確認の上、JIS 認定工場からの調達が不可能である理由について記述した書面を提出し、監督員の確認を得なければならない。

なお、その場合でも、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理を適正に実施できる工場を選定しなければならない。

※受注者は、技術者 (コンクリート主任技師等) の資格証 (登録者証も

可) 及び同技術者が所属工場と直接的かつ恒久的な雇用関係にあることを確認できる書面により、常駐の確認をしなければならない。なお、監査合格工場は、これを省略することができる。

2. 受注者は、監査合格工場で製造された JISA5308 に適合するレディーミクストコンクリートについては、必要に応じて配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、レディーミクストコンクリート配合計画書レディーミクストコンクリート納入書及び基礎資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

なお、受注者による臨場、確認等については、表 1 のとおりとする。

3. 受注者は、JIS 認証工場以外の工場で製造したレディーミクストコンクリートを用いる場合、JIS 認証工場であっても JISA5308 以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合、JIS 認証工場であるが監査合格工場以外の工場で製造した JISA5308 を用いる場合には、必要に応じて配合に臨場し、また、製造会社の材料試験結果、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料等品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員の確認を得なければならない。

また、受注者は、レディーミクストコンクリートの打設時には、必要に応じて当該工事の主任技術者又は監理技術者か、コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格を有する技術者を立会させなければならない。

なお、受注者による臨場、確認等については、表 1 のとおりとする。

4. 受注者は、レディーミクストコンクリートの打設に関し、表 3 の練混ぜから打設完了までに要した時間の確認ができる記録資料（以下、「打設状況報告書」という。）を作成・整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308 により実施しなければならない。なお製造会社等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場しなければならない。また現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

6. 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表 2 の示方配合表を作成し監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。

また、JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。

7. 受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55 パーセント以下、無筋コンクリートについては 60%以下とする。

表1 配合に臨場する場合の頻度等 (土木工事)

			監査合格工場の JIS (A 5 3 0 8) 製品	監査合格工場以外の JIS (A 5 3 0 8) 製品	JIS (A 5 3 0 8) 以外の製品
		受注者の臨場、確認等の時期	コンクリート構造物の分類(表2参照)		
製造関係	①品質管理に携わる技術者の資格の確認(常駐の確認)	材料承認提出時	A 欄、B 欄とも	—	○ ^{*2}
	②品質管理責任者の配置の確認	材料承認提出時	A 欄、B 欄とも	—	—
	③コンクリートの圧縮強度の管理体制の確認	材料承認提出時	A 欄、B 欄とも	—	○ ^{*2}
	④配合への臨場	試験練りを行う場合には試験練り時	A 欄に該当	○	○
			B 欄に該当	—	○
		打設時	A 欄に該当	—	○ ^{*1}
			B 欄に該当	—	○ ^{*1}
施工関係	⑤単位水量にかかる日常管理に関する事項の確認	打設期間中	A 欄に該当	—	○
			B 欄に該当	—	○
	⑥有資格者等の臨場	打設時	A 欄に該当	—	○
			B 欄に該当	—	—
	⑦打設状況報告書(表3)の作成等	打設時	A 欄、B 欄とも	○	○

*1：臨場の頻度は、鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前、午後)とし、その他のコンクリートは打設1日につき1回とする。

*2：監査合格工場は除く。

①品質管理に携わる技術者の資格確認(常駐の確認)

コンクリート技士、コンクリート主任技士又は同等の有資格者が、1名以上常駐し実際に品質管理に携わっていること。なお、同等の資格とは、技術士(コンクリート専門)、コンクリート診断士に限る。

②品質管理責任者の配置の確認

品質管理責任者(QMR)として有資格者を JIS 登録認証機関に届け出て配置するとともに、QMRの資格を有する者の中から代理人1名を選定していること。

③コンクリートの圧縮強度の管理体制の確認

代表的な配合を選択し、JISA5308 の 9.2 に基づく方法、JISA1132 の方法によってあらかじめ定めた間隔で強度を検査し、その管理を行っていること。ただし、代表的な配合がない場合には、任意の配合について行っていること。

(ア) あらかじめ間隔（1 回／日以上）定めていること

(イ) 検査記録が 3 ヶ月分残されていること

(ウ) 適合性を確認していること

(エ) 恒温養生水槽中の供試体数が記録と整合していること（検査前 1 ヶ月）

⑤単位水量にかかる日常管理に関する事項の確認

打設期間中の確認については、「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）平 24 年 4 月 兵庫県」によることとする。

表2 示方配合表

粗骨材の 最大寸 法(mm)	スラン プ (cm)	水セメン ト比 W/C(%)	空気 量 (%)	細骨材率 S/a(%)	単 位 量 (kg/m ³)					
					水	セメント	混和材	細骨材	粗骨材	混和材
					W	C	F	S	G	A

表1 打設状況報告書 (土木工事)

レディーミクストコンクリート(00-0-00 xx)

打設日 年 月 日
打設箇所
天候

[illegible]

注1:表中の薄アミの部分は、現場において実測した場合に記載のこと。
注2:当 表3の作成は、原則として打設日当日に行うこと。

特記仕様書

第1章 総則

第1節 総則

第1条 適用の範囲

1. 本仕様書は、加東市が発注する「令和7年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨和田地区 和田井堰改修工事」（以下「工事」という。）に適用する。
2. 本工事は土木工事等共通仕様書、特記仕様書、土木工事施工管理基準、その他設計図書等に基づいて誠実に履行しなければならない。
3. 特別仕様書、農業農村整備事業共通仕様書、設計図書等に記載された事項は土木工事等共通仕様書に優先するものとする。

第2条 準拠図書及び基準

適用規格、準拠基準等は、共通仕様書の1-1-41に示す諸法令、諸法規の定めによるほか下記の基準・図書に準拠して施工するものとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 兵庫県土地改良技術基準 | (兵庫県) |
| ② 農林水産土木工事安全施工技術指針 | (兵庫県) |
| ③ 土地改良事業計画設計基準 | (農林水産省) |
| ④ 土地改良事業標準設計 | (農林水産省) |
| ⑤ 土木工事施工管理基準 | (農林水産省) |
| ⑥ 日本工業規格 | (J I S) |
| ⑦ その他共通仕様書等に記載の法令・規則・規格 | |

第2節 工事内容

第1条 目的

1. この工事は地域農業水利施設ストックマネジメント事業を活用し、老朽化が進行し危険な状態となった和田井堰従来の機能を回復することを目的とする。

第2条 工事場所

加東市 木梨 地内

第3条 工期

契約締結日の翌日 ～ 令和8年3月27日

第3節 定めなき事項

第1条 定めなき事項

1. 設計図書に定めなき事項、又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議しなければならない。

第2章 施 工

第1節 施 工 一 般

第1条 一 般 心 得

1. 受注者が受益者・周辺住民から要望、指摘等を受けた場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けるものとし、単独処理をしてはならない。
2. 受注者は工事施工中、監督員と密に連絡を行い、周辺住民に迷惑をかけないように細心の注意を払い、重機等による事故を絶対に起こさないように注意しなければならない。
3. 施工方法や材料の運搬、保管の方法などを十分に理解のうえ施工しなければならない。

第2条 実施工程表

1. 受注者は、共通仕様書に示す様式に基づき実施工程表を作成し監督員に提出して承諾を受けなければならない。
2. 本工事の工期は、雨天、祝祭日、年末年始休暇及び土・日曜休日を見込んでいる。ただし、騒音規制法、振動規制法その他諸法令の許可の範囲内でやむを得ず休日に作業を行う必要がある場合は、監督員に届け出るものとする。ただし、夜間工事は行わないこととする。
3. 天候や地域住民対応等で業務計画書に記載のある祝日に施工が必要となった場合は、監督員と協議のうえ、休日作業届を提出すること。
4. 現行の実施工程表に変更が生じその内容が重要な場合には、その都度変更実施工程表を提出しなければならない。
5. 実施工程表について監督員が特に指示した場合は、さらに細部の実施工程表を提出しなければならない。
6. 月の最終週に当月の進捗報告を監督員へ提出すること。

第3条 基準点

1. この工事の水準点については監督員から貸与する測量資料をもとに確認しておくこと。

第4条 準備

1. 工事着手前に、関係者（周辺住民、地権者など）へ工事の実施にかかる必要事項等の連絡を行うこと。
2. 労務及び作業用機械器具類は工程を十分検討の上、工期内に工事实施の可能な能力のあるものを準備し、特に作業機械は常に点検整備を行い、故障等により工事に支障をきたすことのないように十分留意すること。
3. 契約後すみやかに共通仕様書1-1-42、43に必要な手続きを行うと共に使用材料及び使用建設機械については施工計画書及び使用承認願を提出し、監督員の承認を得なければならない。
4. 施工にあたっては、必要に応じて控え杭を設けるなどし、工事後の境界復元を容易にすること。また、測量・工事において、民地に進入するときは予め所有者の了解を得ること。
5. 地下埋設物や架空線（電柱、電線等）について工事の際、危険のないように十分な調査を行うこと。工事に支障となる場合は監督員と協議すること。

第5条 安全対策

1. 工事開始前及び開始時において、地域住民等の意見を踏まえた危険箇所の特定制と適正な安全施設（立入防止施設、注意看板等各種標識類）を設置するものとする。
2. 地元説明会等で地域住民への危険箇所の周知と事故防止の徹底を図らなければならない。
3. 必要に応じ安全対策マップを作成し、地域住民等への配布を行うものとする。
4. 工事完了後は工事休止期間となるため、完了後の危険箇所については十分な安全対策を講じること。

第6条 排出ガス対策

1. 本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設技術の審査証明事業」により評価

された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなすものとする。ただし、これにより難しい場合は、相当の理由を付して監督員へ申し出るものとする。

2. 工事で使用する建設機械は、排ガス対策型建設機械か否かを施工計画書に記載するものとする。
3. 排出ガス対策型建設機械は、施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、完成図書として提出するものとする。
4. 受注者は建設機械を使用するにあたり、アイドリングストップの励行に努めなければならない。

<表>

一般工事用建設機械	備考
・ バックホウ ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング施工機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw ～ 260kw）を搭載した建設機械に限る。

第7条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 受注者は設計図書に従って、工事の施工について監督員の立会にあたってはあらかじめ別添様式に定める立会願を前日正午までに監督員に提出しなければならない。なお、急を要する場合はこの限りではない。
2. 監督員は、工事が契約図書どおりにおこなわれているかどうかの確認をするため必要に応じ、工事現場、又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、監督員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、

人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。

4. 監督員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督員の執務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
5. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第17条、及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

第8条 監督員による段階確認

1. 監督員による段階確認については、兵庫県県土整備部共通仕様書1-1-21条に示すとおりとする。
2. 本工事で追加する検測・確認については、別表-1及び別表-2 段階確認一覧表及び段階確認一覧表（追加）のとおりとする。
3. 受注者は事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は段階確認を受けなければならない。
4. 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係る監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
5. 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
6. 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。

この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを掲示し確認を受けなければならない。

段階確認一覧表（追加）

種 別	細 別	確 認 時 期
頭首工改修工	仮設工	一次締切完了時、二次締切完了時

第2節 コンクリート工

第1条 一般事項

1. 一般事項は、別紙「農業農村整備事業共通仕様書」によるものとし、

それ以外の特記事項は、次のとおりである。

第2条 生コンクリート示方

呼び強度 N/mm ²	スラン プ (cm)	粗骨材最 大寸法 (mm)	セメント の種類	摘 要
18	12	25	BB	均しコンクリート
18	8	40	BB	無筋コンクリート
24	12	25	BB	鉄筋コンクリート

※上記以外のものを使用する場合は監督員の承諾を受けなければならない。

第3条 水セメント比の上限値

1. 土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とすること。

第4条 鉄筋材料

1. 本工事で使用する鉄筋材料の規格及び品質は、SD295等の同等以上の材料を使用するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

第5条 鉄筋のかぶりの確保

1. 鉄筋のかぶりを確保するために、スペーサを構造物の側面については原則1m²につき2個以上、構造物の底面については原則1m²につき4個以上設置すること。
2. 使用するスペーサは原則モルタル製とし監督員の承諾を受けたものとする。

第6条 型 枠

1. 本工事に使用するコンクリート型枠について、鋼材型枠等の使用に努める。合板使用の場合は、針葉樹の複合合板を積極的に使用するとともに、可能な限り県産木材の使用に努めること。また、合板の合理的使用などにより反復使用回数の増加に努めること。

第7条 配筋、型枠検査

1. 配筋、型枠組立が完了した後、コンクリートを打設する前に監督員の承認を受けること。
2. 写真管理はリボンテープ、マグネット、クリップ、デジタルノギス等を使用し配筋、型枠組立状況が写真でも確認できるよう工夫すること。

第8条 打ち継ぎ目処理

1. コンクリート打ち継ぎ目は、硬化前にワイヤーブラシ等でレイタンスを除去し、敷モルタルを行ってからコンクリートを打設すること。なお、打継目処理剤は使用しないものとする。

第3節 仮 設 工

第1条 工事用道路

1. 運搬道路は公共上又は工事資材運搬上支障のないようにしなければならない。
2. 資機材の運搬は公衆に迷惑の及ばないよう保安設備関係法規を遵守し、監督員の承諾により受注者の責任のもとに実施しなければならない。
なお、近隣住民や児童生徒の通勤・通学に大きな影響があるため、すみやかに運搬計画、交通誘導員配置計画、及び保安設備計画書を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者が重機、資材等の運搬の際、道路の路面等を損傷又は汚した場合には受注者の責任によりこれを復旧・清掃する。

第2条 工事用仮設道路

1. 受注者が任意により仮設道路を設置する場合は、労働基準法、その他関係法規に基づくものでなければならない。工事完了後は、すみやかに撤去し現況復旧を行うこと。
2. 発注者が指示する以外に施工に際して使用した土地は、本工事完了後、所有者立会の上すみやかに引渡さなければならない。
3. 監督員が特に指示しない限り盛土は図面に示された寸法、斜面勾配に従い施工しなければならない。ただし、監督員は堤体の安全上必要と認めたときは、基礎幅及び斜面勾配の増減又は断面を変更する場合がある。
4. 請負ったすべての工事が完成し検査・確認を受けるまで、受注者は盛土の保護及び維持について責任を持たなければならない。
5. 盛土材料は出来るだけ均質性を確保するものとし草木根、石、その他腐植土を混入させてはならない。
6. 盛土の転圧は 100kg 級タンパー、800kg ハンドガイド式振動ローラで

転圧するものとする。ハンドガイド式振動ローラー 0.9 km/h (15m/min)

第3条 防塵対策工

1. 工事用仮設道路の車両運行により粉塵が極力発生しないよう土埃が飛散する状況であれば一日に3回以上場内の散水を行わなければならない。
2. タイヤに付着した土砂の一般道路への持ち出しを防止するため、圧力ポンプ等を配置し、適宜洗浄し、場外へ出なければならない。
3. 万一公道上に土砂を持ち出した場合は、受注者の責任により速やかに清掃及び散水を行わなければならない。

第4条 工事用電力

1. 今回の工事においては、仮設電力設備（低圧引込設備）の設置は予定していない。受注者の都合により仮設電力設備を設置する場合は、受注者の責任において関係者協議等を行うこと。

第3章 品質管理及び施工管理

第1節 品質管理及び施工管理

第1条 一般心得

1. 受注者は本仕様書に基づいて、次条に示す管理対象項目について管理試験を行い、その結果を監督員に報告すると共に記録管理しなければならない。
2. 主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-10に規定する(2)若しくは(3)の資格を有するもの、又は建設業法第7条第2号イ若しくはロに該当するもののうち、井堰工事について経験と専門的知識を有するものでなければならない。
3. 工事完了後外面から明視できない箇所及びまた重要な工事部分については、寸法及び施工状況が判定出来るよう充分留意して写真撮影をし、工程順に整理して監督員に提出し、承諾を得なければならない。

第2条 工事施工に関する管理対象項目

1. 工程管理
2. 品質管理

- (1) コンクリート二次製品の品質管理資料
 - (2) コンクリートの品質管理資料
 - (3) その他監督が必要と認め要求する品質管理資料
- 3. 施工管理
 - (1) 監督員が必要と認め要求する施工管理資料
- 4. 出来形管理
 - (1) 直接測定による出来形管理資料
 - (出来形のばらつきを確認するため、度数表又は、ヒストグラムを作成すること。試験結果打点数が10以下の場合は省略)
 - (2) 撮影記録による出来形管理資料
 - (3) 他監督員が必要と認め要求する出来形管理資料

第4章 その他

第1節 リサイクルの推進及び建設廃棄物の取り扱い

第1条 建設副産物対策

1. 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じることにより、「兵庫県における建設リサイクル行動計画」（平成10年6月策定）の推進を図る。
2. 「資源の有効な利用の促進に関する法律（改正リサイクル法）」（平成3年法律48号、改題平成12年法律113号）に基づき、工事着手前に共通仕様書第1-1-22条第5項に記載しているとおり別に定める様式により「再生資源利用[促進]計画書」（別添1）を作成し監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、工事完了後に「再生資源利用[促進]実施書」を作成し発注者への提出及び1年間の保管を行わなければならない。建設リサイクル法第18条に基づく特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の完了報告はこれを兼ねるものとする。
4. 建設副産物の処分地については、県指定の処分地とする。

5. 対象とする品目

	建設資材・建設副産物
搬入	土砂、碎石、加熱アスファルト混合物の新材及び再生資材、その他の再生資材（再生コンクリート、パーティクルボード

	等の再生 2 次製品)
搬出	建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散性）

第 2 条 産業廃棄物等の取り扱い

1. 建設副産物の処理及び骨材等資材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないよう留意すること。
2. 建設工事により伐採された樹木は産業廃棄物に該当するので特に注意すること。

(別添 1)

建設副産物実態調査搬出先調査票 ー再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

公共工事・民間公益企業発注工事〔元請会社用〕

建設副産物対策近畿地方連絡協議会

(別添 2)

産業廃棄物管理票交付状況総括表				
工事番号		工事名		
請負者名		工事場所		
廃棄物の種類	管理票の番号	数量（トン）	運搬受託者の名称	処分受託者の名称

第 3 条 再生資源等の利用

1. 現場発生材のうち、石材、二次製品水路、既製品柵については、現場再利用を検討するため、撤去作業時には監督員と協議を行うこと。

第 4 条 特定建設資材の分別解体等

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔（平成 12 年法律第 104 号）。以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用等に関する書面」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議することとする。

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	① 仮 設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	② 土 工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③ 基 礎	基礎工事 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

第2節 環境配慮、安全対策

第1条 外来種の駆除及び、在来魚種の保護

1. 本地区の魚類及び植物の保護及び駆除については、監督員と協議を行い、対応すること。

第2条 景観、生活環境への配慮

1. 通常時において濁水・土砂が流出しないよう適宜対処すること。洪水時に流出した土砂は監督員の指示により清掃すること。
2. 周辺住民へ随時説明会を開催するため、受注者は出席すること。
3. 周辺住民とのトラブル防止のため、周辺住民から直接受注者へ要望、苦

情があった場合には速やかに監督員へ報告すること。

4. 工事全般において、振動・騒音・粉塵による家屋等への影響がないよう細心の注意を払うこと。

第3条 騒音対策工

1. 本工事は特定建設作業を行う工事であるため、騒音規制法で定める規制値以下の作業音に抑制する必要があることは当然であるが、家屋が近接していることから低騒音型機械の使用に努めるなど、騒音の発生抑制に配慮しなければならない。特に住宅地に近接して行う構造物の取り壊し時は遮音シート等の設置に努めること。

第4条 工事現場内安全管理

1. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後定期的に作業員全員の参加により実施するものとする。
2. 休日や年末年始等の現場作業を行わない日においても、一日一回以上の見回りを行い、日誌に記録すること。
3. 工事範囲内の窪地等水がたまる箇所、泥に足をとられる箇所には転落、侵入を防止する高さ1.1m以上の仮囲いを設け、看板を設置し危険箇所であることを明示すること。

第5条 交通安全対策

1. 早朝に資材搬入業者の車両が公道上で待機することが絶対に無いよう調整を行うこと。
2. 児童生徒通学時等の事故回避のため、午前9時までは付近公道における運搬作業を極力避けること。学校の休日であっても同様とする。
3. 一般交通の安全確保のため、過積載の車両により搬入された資材を受け取ってはならない。建設廃棄物等の搬出時の運搬も同様である。
4. 県道、市道、農道、生活道路を利用する場合、受注者の責任において事前に関係者の了解を得、交通安全に努め、道路の清掃・散水・維持補修をすること。また、住宅近辺では徐行すること。

第6条 工事看板の設置

着工に先立ち、付近住民及び一般通行者に本工事に対する理解と協力を求め、更に工事の安全を図るため、工事現場あるいはその付近の見やすい場所に工事標示板を設置しなければならない。

第3節 県内産品の使用促進

第1条 建設資材、物品等の調達における県内産品の使用

本工事に使用する建設資材については、県内産品の優先使用に努めることとする。特に主要資材（別紙「主要資材リスト」）の調達にあたっては、原則として県内産品を使用することとする。

ただし、主要資材について県内産品の調達が困難な場合は、県内に本店や営業所等を有する取扱業者から調達を図るものとし、それでもなお止むを得ない理由でこれにより難しい場合は、使用する資材について監督員に「県内産品未使用理由書」を提出し、承諾を得るものとする。

第2条 県内産品の定義

ここでいう県内産品とは、県内で産出、生産、加工又は製造（県内工場）された建設資材を指す。

第4節 その他

第1条 工事カルテ

工事請負代金額 500 万円以上の工事について、請負者は受注時に契約後 10 日以内に、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

第2条 施行体制台帳

1. 請負者は、下請契約の有無に関わらず、建設業法第24条の7に基づいて施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条に基づいて監督員に提出するものとする。このとき施工体制台帳は様式－1及び様式－2、施工体系図は様式－3を参考として作成するものとする。また、請負者は、様式－4を参考に工事担当技術者の施工体系図を作成して、監督員に提出するものとする。工事担当技術者の施工体系図には、元請負業者の監理技術者及び専門技術者並びに下請負業者の主任技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名等を記載するものとする。
2. 請負者は、建設業法施行規則第14条の2第2項第1号に基づく添付

書類を施工体制台帳とともに、監督員に提出するものとする。

第3条 交通誘導員

1. 周辺住民の要望等があり、危険と判断された場合は監督員と協議を行い、必要に応じ配置を追加するものとする。配置する交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置することとする。
ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置することとする。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員	・警備業法における警備員指導教育責任資格者証の交付を受けている者。 ・警備業法における指定講習を修了した者。 ・警備業法施工規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験)が1年以上である者。

2. 請負者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。
請負者は、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出するものとする。
 - ・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
 - ・指定講習修了証明書（写し）
 - ・警備業法施工規則 第二十六条第二項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上であることを証明する書類。

第4条 施工内容の変更

1. 本業務は、関係機関と調整の上で工事の追加が発生する場合がある。その際は、協議に応じ、真摯に対応すること。

第5条 その他

1. 本業務は、関係機関と協議の上、工期を延長する場合がある。

<参考>

施工計画書添付資料一覧

- ・ 施工体制台帳
- ・ 特殊作業（溶接等）の資格証の写し
- ・ 使用重機の規格仕様書写し
- ・ 運搬車両の車検証の写し
- ・ 土砂等運搬経路図
- ・ 安全管理看板、交通整理員等の配置計画図
- ・ 特定建設作業実施届出書の写し
- ・ 道路占用工事等の警察許可写し
- ・ 出来型管理計画は測定箇所図を添付（ため池の場合、盛土管理予定位置図）
- ・ 産業廃棄物等処理計画書
- ・ 再生資源利用計画書
- ・ 施工計画書とは別途提出 工事カルテ受領書の写し（着手、変更）
- ・ その他監督員の指示したもの

完了時

- ・ 工事検査時提出資料一覧
- ・ 工事写真
- ・ 出来型成果表（管割図、展開図、構造図、測量図、取壊し断面図なども含む）
（周回道路については、盛土量を算出したもの）
- ・ 工程管理（月ごとの進捗を報告したもの）
- ・ 品質管理（盛土管理含む。日々の含水比管理もグラフにすること）
- ・ 材料検収表（2次製品の材料検査表、土等の搬入時の積載量検収書類等含む。コンクリート納入時間の記入を確認。）
- ・ 材料納入伝票（集計表、設計量との比較表添付）
- ・ 産業廃棄物等処理完了報告書（マニフェスト票添付）
- ・ 再生資源利用実施書
- ・ 完成届、引渡書、請求書
- ・ 完了時工事カルテ受領書の写し

- ・ 試験結果表（六価クロム他、指示したもの）
- ・ 作業日報、安全管理の実績報告をまとめておく。（提出の義務無し。工事検査時持参しておくこと）
- ・ その他監督員が指示したもの

令和7年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 木梨和田地区 和田井堰改修工事

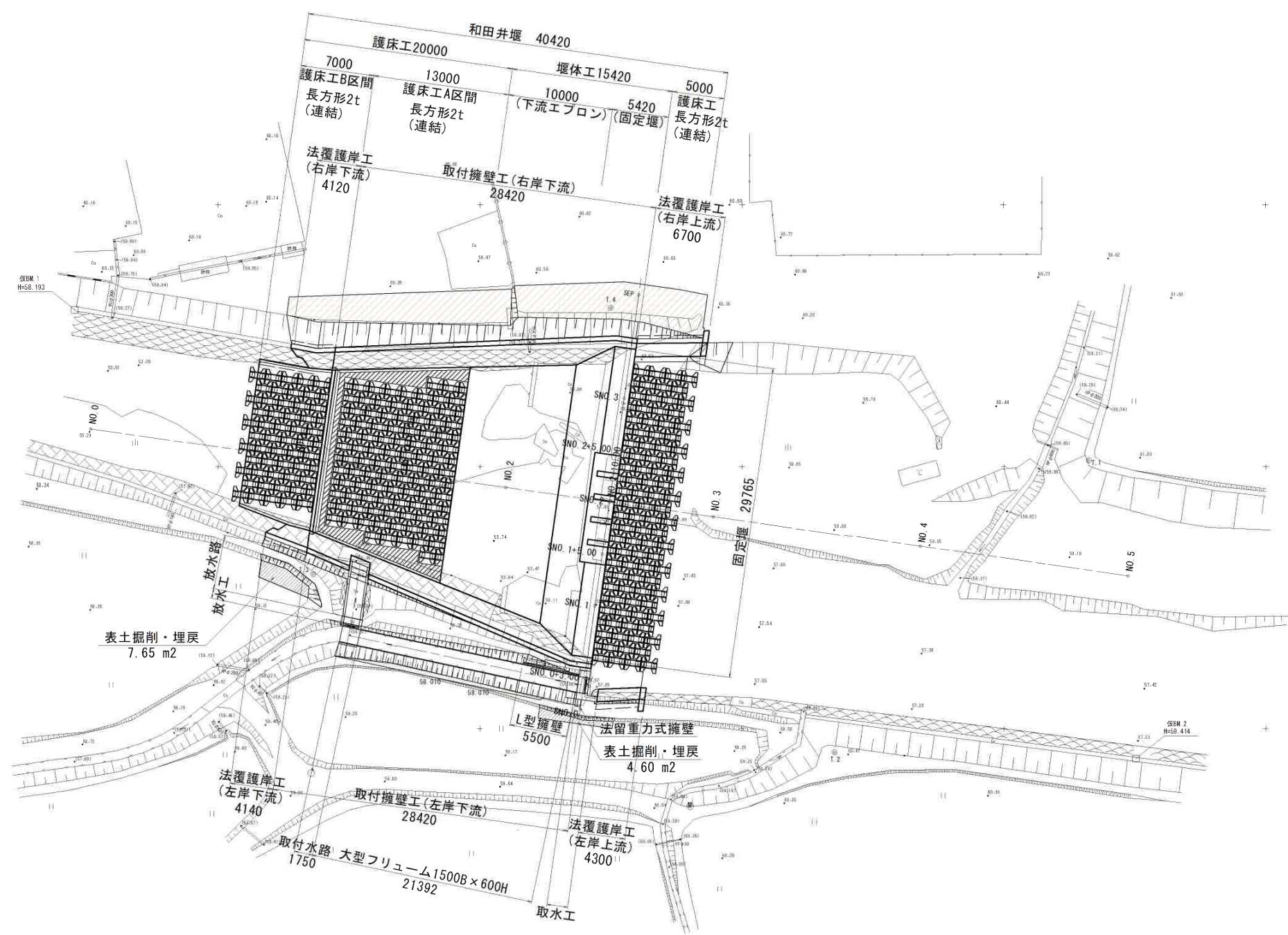


1/5000



和田井堰 平面図

S=1：250



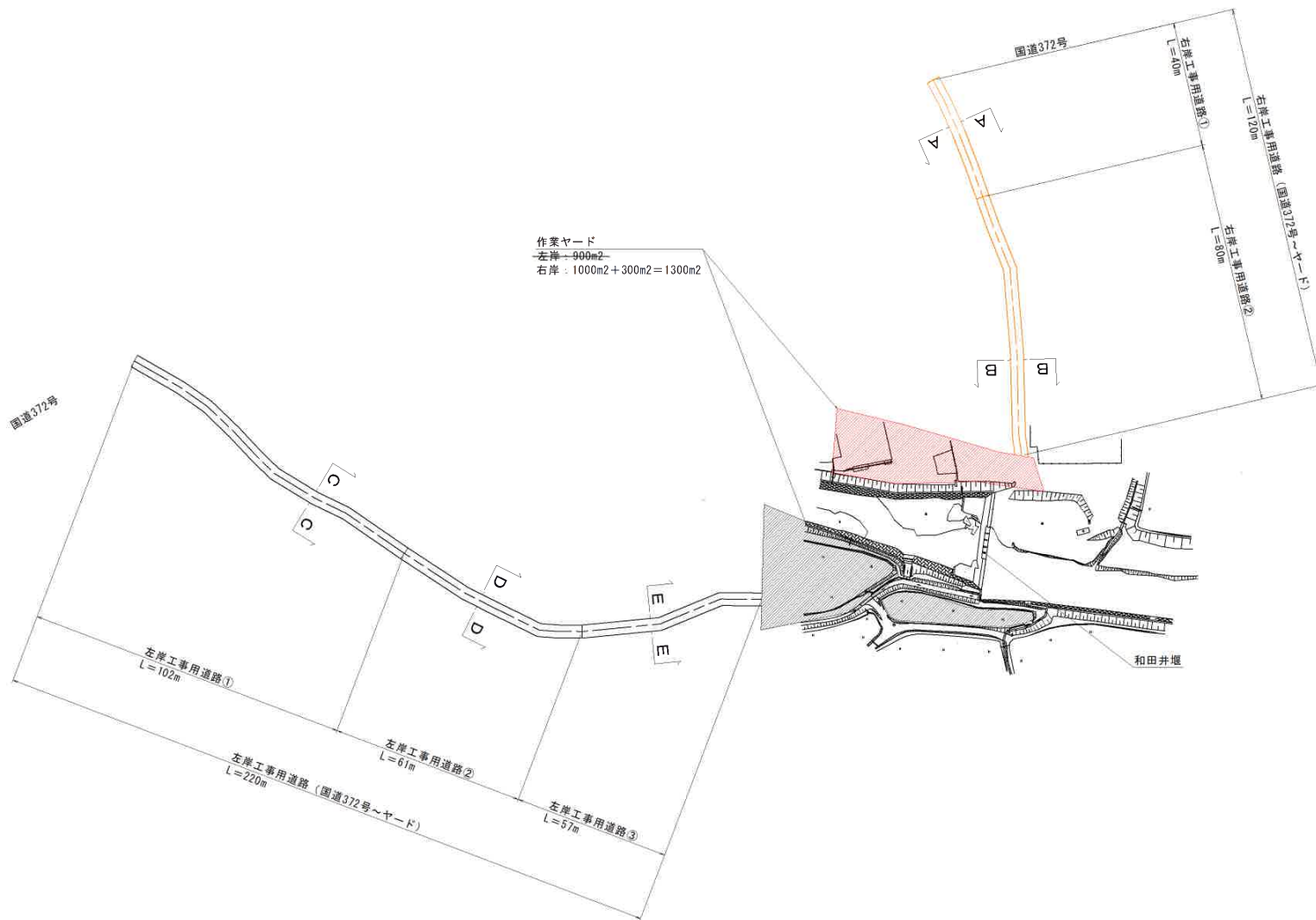
座標一覧表

点 名	X座標	Y座標
T. 1	-119399.388	59208.109
T. 2	-119427.266	59183.824
T. 3	-119410.256	59134.086
T. 4	-119384.830	59162.447
NO. 0	-119396.383	59112.835
NO. 1	-119399.180	59132.639
NO. 1+10.00	-119400.578	59142.540
NO. 2	-119401.977	59152.442
NO. 2+10.00	-119403.375	59162.344
NO. 3	-119404.774	59172.246
NO. 4	-119407.570	59192.049
NO. 5	-119410.367	59211.853
SNO. 0	-119423.179	59159.547
SNO. 0+3.00	-119420.208	59159.967
SNO. 1	-119413.277	59160.946
SNO. 1+5.00	-119408.326	59161.645
SNO. 2	-119403.375	59162.344
SNO. 2+5.00	-119398.424	59163.043
SNO. 3	-119393.473	59163.742
SEP	-119383.572	59165.141

工事名	令和7年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 本豊田地区 和田井堰改修工事		
図面名	和田井堰 平面図		
作成年月日	令和 年 月 日		
縮 尺	S=1：250	図面番号	1
作業機関			
計画機関	兵庫県 加東市		

和田井堰 工事用道路計画図

S=1:1000

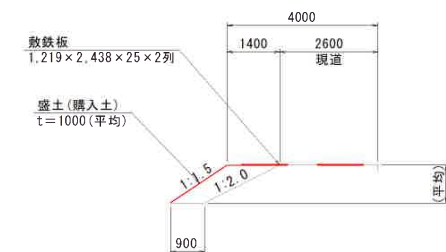


工事用道路標準断面図

S=1:100

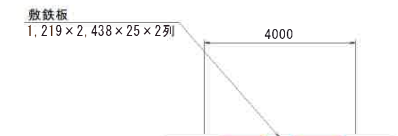
右岸工事用道路①

A—A



右岸工事用道路②

B—B

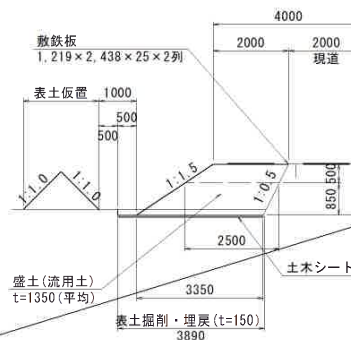


工事用道路標準断面図

S=1:100

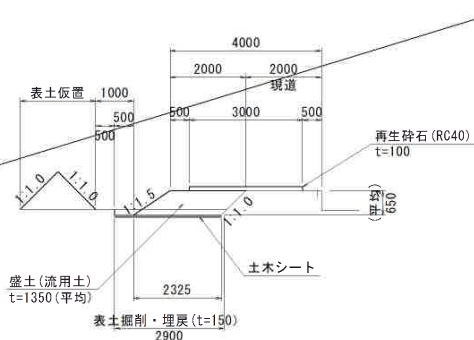
左岸工事用道路①

C—C



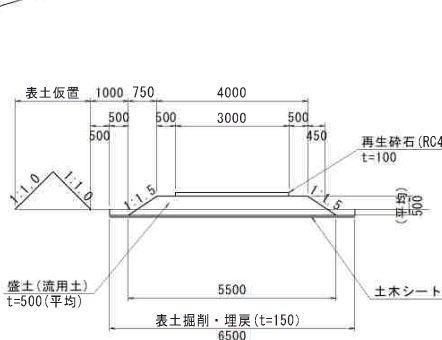
左岸工事用道路②

D—D



左岸工事用道路③

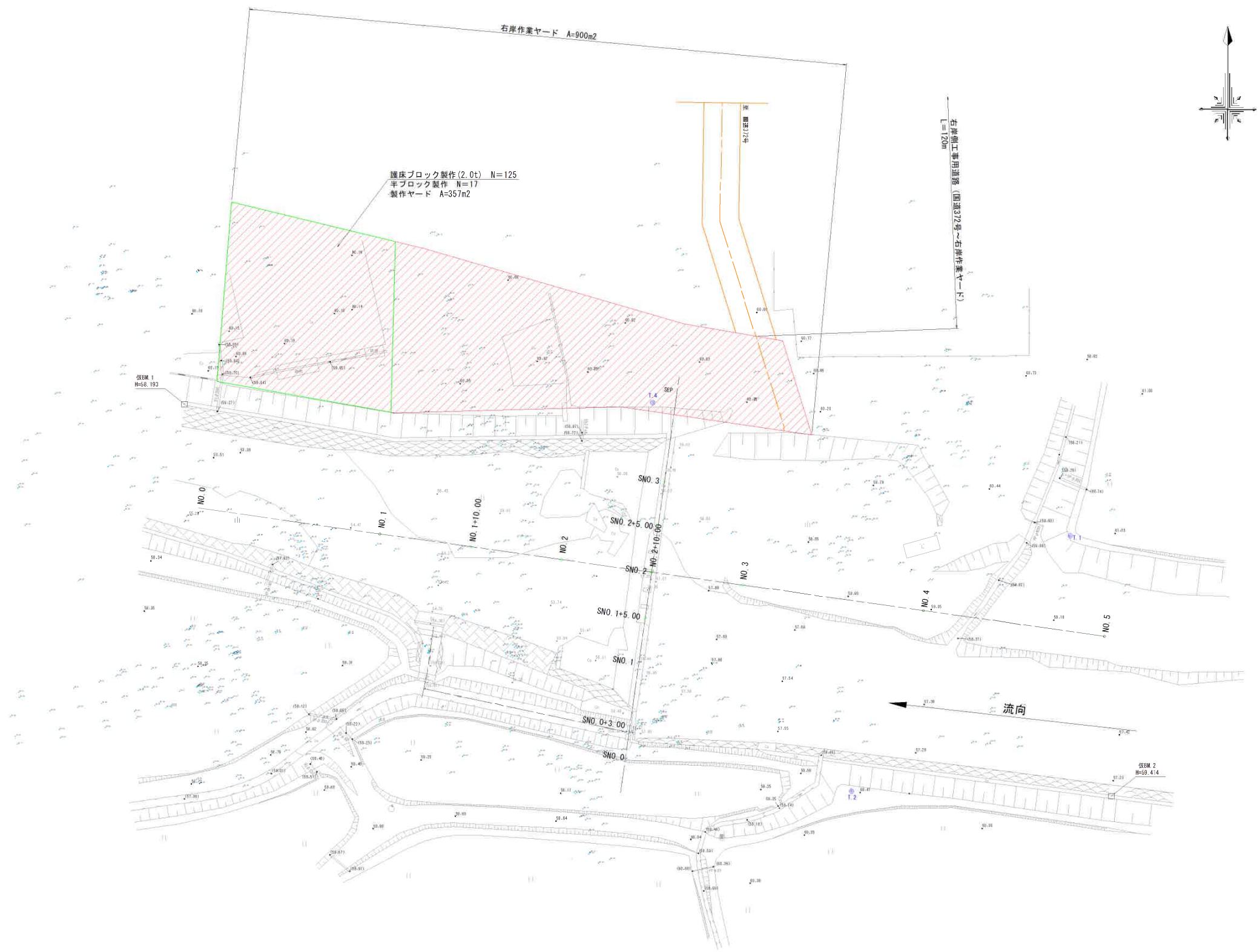
E—E



工事名	令和7年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 本製和地区 和田井堰改修工事		
図面名	和田井堰 工事用道路計画図		
作成年月日	令和 年 月 日		
縮尺	図示	図面番号	2
作業機関			
計画機関	兵庫県 加東市		

和田井堰 仮設計画図（1期目）

S=1:250



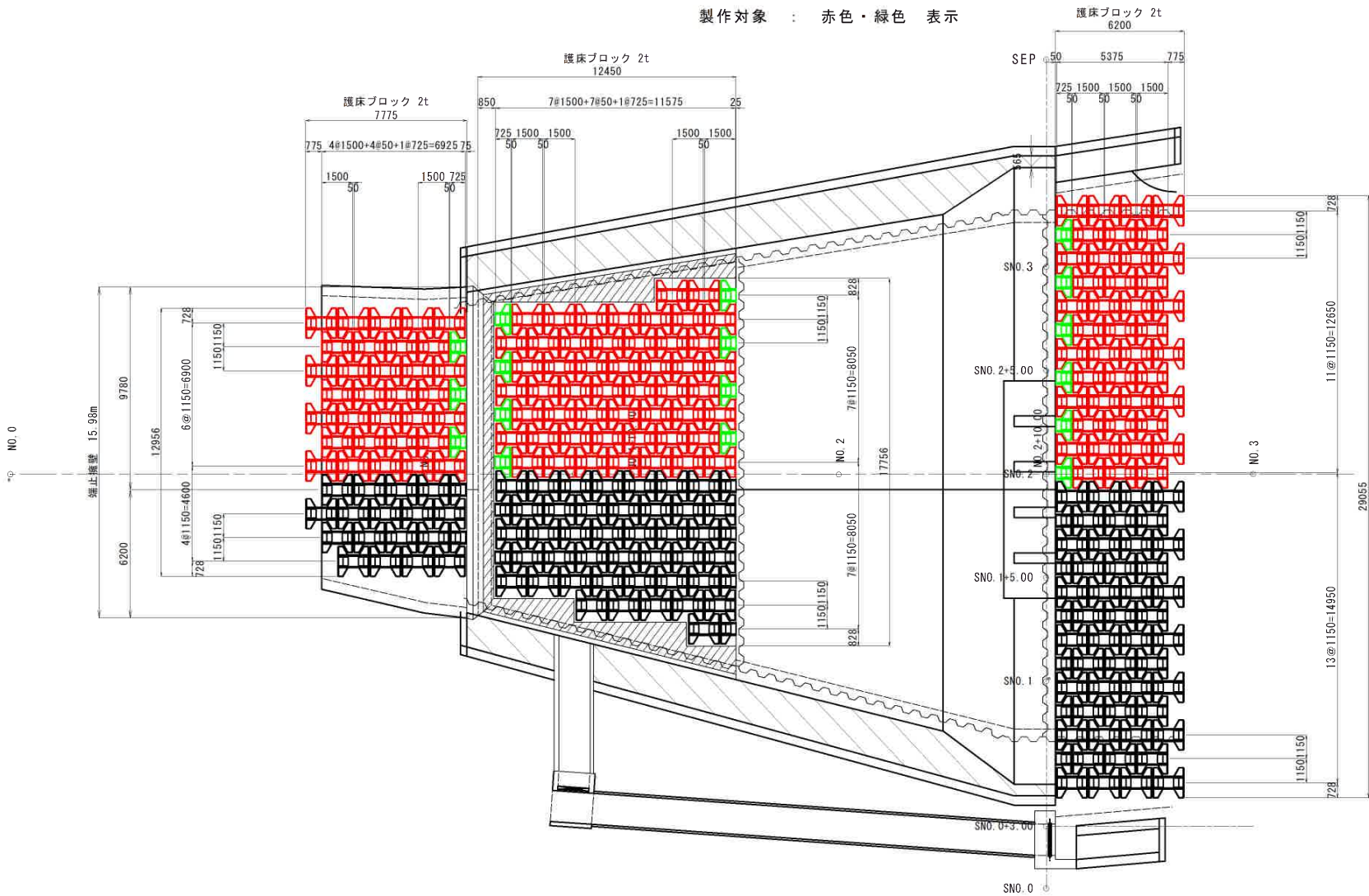
工事名	令和7年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 本豊田地区 和田井堰改修工事		
図面名	和田井堰 仮設計画図（1期目）		
作成年月日	令和 年 月 日		
縮 尺	S=1:250	図面番号	3
作業機関			
計画機関	兵庫県 加東市		

和田井堰 護床工計画図 (1/2)

割 付 図

S=1:150

製作対象 : 赤色・緑色 表示



護床工数量表(1)

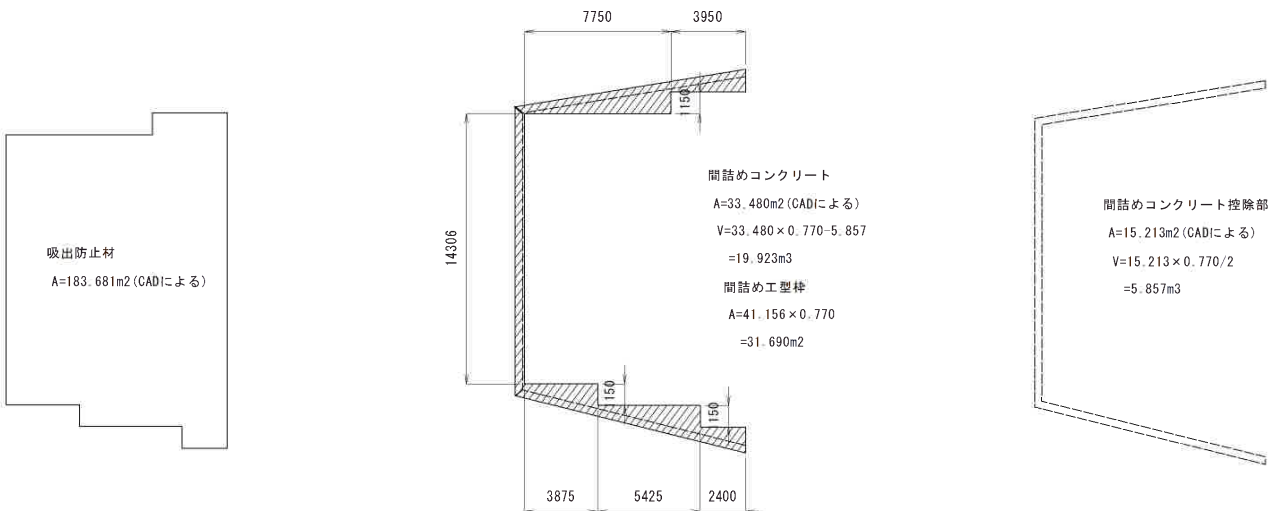
名 称	規 格	単 位	A 区間
護床ブロック2t	標準型	個	92
	半ブロック	個	14
連結鉄筋(フック筋)	φ16mm	個	366
連結金具(シャックル)	φ16mm	個	183
間詰め工	18-8-40BB	m3	19.9
間詰め工型枠		m2	31.7
吸出防止材	t=10mm	m2	183.7

護床工数量表(2)

名 称	規 格	単 位	上流区間	B 区間	合計
護床ブロック2t	標準型	個	88	49	137
	半ブロック	個	12	5	17
連結鉄筋(フック筋)	φ16mm	個	336	180	516
連結金具(シャックル)	φ16mm	個	168	90	258
吸出防止材	t=10mm	m2	0	0	0

数 量 図

S=1:200



参考

工事名	令和7年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 本県和田地区 和田井堰改修工事		
図面名	和田井堰 護床工計画図 (1/2)		
作成年月日	令和 年 月 日		
縮 尺	S=1:250	図面番号	4-1
作業機関			
計画機関	兵庫県 加東市		

和田井堰 護床工計画図 (2/2)

(3連ブロック2t型)

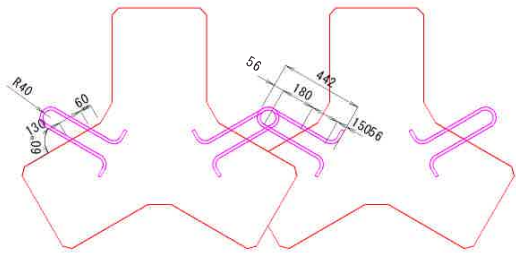
半ブロック

S=1:30



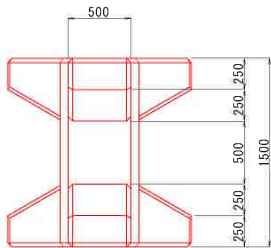
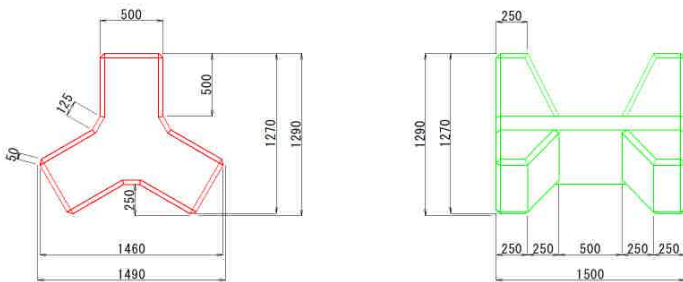
1層目連結詳細図

S=1:30



標準型ブロック

S=1:30

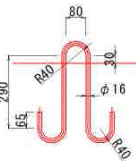


■数量表

規格	種類	質量 (t)	コンクリート体積 (m3)	型枠面積 (m2)	鉄筋(異形) (kg)
2t型	標準型	2.04	0.886	6.75	5.30
	半ブロック	1.02	0.443	3.97	—

半ブロック脱型用吊鉄筋図

S=1:10

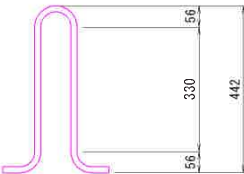


■吊鉄筋数量表

規格	鉄筋の種類	径φ (mm)	一本の長さ (m)	本数 (本)	単位質量 (kg/m)	質量 (kg)
2t	丸鋼	16	1.162	1	1.58	1.84

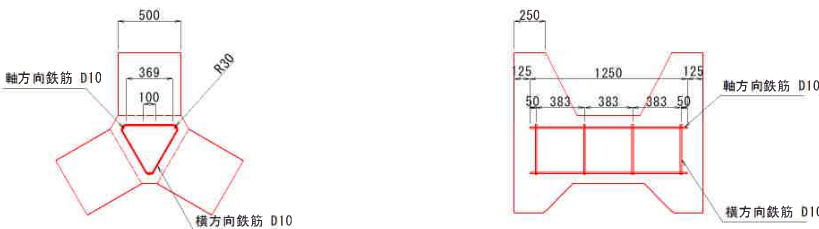
挿入鉄筋鉄筋図

S=1:10



配筋詳細図

S=1:30



■数量表

規格	鉄筋 (kg)	鉄筋の種類	径 (mm)	一本の長さ (m)	本数 (本)	総長 (m)	単位質量 (kg/m)	質量 (kg)
2t	5.30	軸方向鉄筋	10	1.250	3	3.750	0.560	2.100
		横方向鉄筋	10	1.427	4	5.708	0.560	3.196

■挿入鉄筋数量表

規格	鉄筋の種類	径φ (mm)	一本の長さ (m)	単位質量 (kg/m)	質量 (kg)
2t	丸鋼	16	1.050	1.58	1.66

工事名	令和7年度 地域農業水利施設ストックマネジメント事業 本型和田地区 和田井堰改修工事		
図面名	和田井堰 護床工計画図 (2/2)		
作成年月日	令和 年 月 日		
縮尺	S=1:100	図面番号	4-2
作業機関			
計画機関	兵庫県 加東市		